

大和市監査委員告示第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年7月28日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 古 木 邦 明

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監 査 対 象 環境施設農政部（下水道事業会計分）
- 3 監査対象期間 令和4年4月～令和5年3月
- 4 監 査 年 月 日 令和5年7月28日
- 5 監 査 の 方 法 この監査は、大和市監査基準に従い、環境施設農政部（下水道経営課、下水道・河川施設課、水質管理センター）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 収入調定に関する事務
 - (2) 契約に関する事務
 - (3) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - (4) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (5) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (6) 切手の受払に関する事務
 - (7) 備品管理に関する事務
 - (8) 下水道受益者負担金賦課に関する事務
 - (9) 下水道使用料賦課に関する事務
 - (10) 物件設置許可に関する事務
 - (11) 指定下水道工事店指定に関する事務
 - (12) 排水設備工事に関する事務
 - (13) 下水道の占用許可に関する事務
 - (14) 企業債の整理に関する事務
 - (15) 固定資産の取得・処分・減価償却に関する事務

(16) 原材料の管理に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか
- 7 監査結果
- 財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
- なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。